

日本核医学会学術総会と日本核医学技術学会総会学術大会の 合同開催に関する覚書

1. 有限責任中間法人日本核医学会（以下、甲という）と日本核医学技術学会（以下、乙という）は、核医学および核医学技術を研鑽し、医療の発展に貢献すると共に、核医学診療の質の向上ならびに相互の情報交流を図る場として、学術総会・学術大会を秋季に合同で開催する。
2. 開催地は、甲で選出された会長が決定する。
3. 乙は、甲の開催地決定を受けて大会長を選出する。開催地に候補者がいない場合には、他の地域から選出も考えられる。
4. 開催会場および開催日は、甲の会長と乙の大会長の協議により決定する。地方開催等で同一会場での開催が困難な場合には、両者の協議により決定する。
5. 運営費については、甲の会長と乙の大会長の協議により決定する。
6. 参加登録費は、甲乙ともに同額とし、運営費に充当する。
7. 発表演題募集および発表方式は、原則として統一する。但し、演題を申し込む学会は区別する。
8. 参加章は、甲乙共に同一とする。但し、参加者の所属する学会は明記する。
9. 市民公開講座を総会学術大会時に開催する場合には、合同企画とする。
10. 甲と乙の情報交流を図るため、合同懇親会を企画する。企画および費用は両実行委員会の協議により決定する。
11. その他問題が生じた場合には、甲と乙の協議によりこれを解決する。
12. 平成20年より実施し、その後5年間を一区切りとして見直すこととする。

平成19年10月 6日

有限責任中間法人日本核医学会
理事長 日下部 きよ子

日本核医学技術学会
学会長 福喜多 博義